

ごしょがわらチャレンジ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の農林水産業及び関連産業の活性化を図り、地場産品基準を満たす付加価値の高い新商品の開発、製造及び販売を促進するため又は五所川原市独自の観光資源を活用した商品やサービスの企画・開発を促進するために交付するごしょがわらチャレンジ補助金に関し、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「新商品」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）における新商品で、地場産品基準（総務省告示第179号第5条）を満たすもの、または、五所川原市独自の観光資源を活用した商品やサービスをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市内で営業をしている個人、法人又は団体であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市内に住所又は主たる事務所、事業所等を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 市が設置する地域事業者支援ルームによる事前相談を受けていること。
- (4) 市が提供する新商品及び新サービスの発表会へ参加できること。
- (5) 団体にあつては規約等を有し、かつ、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- (6) 年度内に事業を完了することが見込まれること。
- (7) 将来にわたり継続的な活動が見込まれること。
- (8) 市、県等が実施する専門家による相談会に参加できること。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、ソフト整備支援事業及びハード整備支援事業に係る経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、上限額を50万円とする。この場合において、ハード整備支援事業に係る経費がソフト整備支援事業に係る経費を超えてはならない。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付対象者」という。）は、ごしょがわらチャレンジ補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画及び収支予算書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象者が個人である場合には住民票の写し、法人である場合には法人の登記事項証明書、団体である場合には団体の規約及び構成員名簿
- (2) 交付対象者に係る市町村税の納税証明書
- (3) 新たな商品づくりに取り組むものにあつては、商品やサービスのイメージ画像等
- (4) 既に販売されている商品やサービスの改良を行うものにあつては、既存の商品やサービスの概要

が分かるもの

- (5) 第4条第1項に規定する補助対象経費の算出の根拠となる見積書
- (6) 機械設備等を導入する場合は、機械設備等の設計書、工程表、図面、カタログ及び規模の決定の根拠（規模の決定をした根拠を加工品の製造量、利用計画、機械設備等の能力等の具体的な数値を用いて計算したもの）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、参考となる資料

2 前項に規定する申請書を提出するときは、補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、ごしよがわらチャレンジ補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付の申請は、1支援対象者につき1件であること。
- (2) 開発、改良、製造及び販売する商品・サービスが明確であること。
- (3) 補助対象経費について、国、県、公共的団体等から助成金等を受けるときは、当該助成金等を補助対象経費から控除すること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（事業内容の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる場合において、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかにごしよがわらチャレンジ補助金計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）に変更等の内容を確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 補助対象経費総額の増額があったとき。
- (2) 補助対象経費総額の20パーセントを超える減額があったとき。

2 市長は、前項の規定により承認をしたときは、ごしよがわらチャレンジ補助金計画変更（中止、廃止）承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、ごしよがわらチャレンジ補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 支出の状況が確認できる請求書及び領収書の写し

(2) 事業の一部を委託して実施した場合にあっては、委託契約書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業実績の参考となる資料

2 補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たっては、第5条第2項ただし書の規定による消費税等仕入控除額を補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等仕入控除額が確定したときは、その金額（前項の規定によりあらかじめ減額して報告した補助事業者については、確定した消費税等仕入控除額が減じた額を上回る部分の金額）をごしよがわらチャレンジ補助金消費税等仕入控除額報告書（様式第7号）により報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、ごしよがわらチャレンジ補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、ごしよがわらチャレンジ補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、概算払を必要とする場合にあっては、ごしよがわらチャレンジ補助金概算払請求書（様式第10号）を提出しなければならない。

（事業実施後の措置）

第13条 市長は、補助対象事業の完了後においても、必要に応じて補助事業者に事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 市長は、補助対象事業の完了後においても、必要に応じて補助事業者に事業の実施状況について報告させ、及び職員による事業所等への立入検査をすることができる。

（帳簿等の整備）

第14条 補助事業者は、補助対象事業の経理を明確にするため、当該事業に係る収支を記載した帳簿を設け、証拠書類を整備し、当該事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業により取得した財産であって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数が経過するまでの間、補助事業者は、財産管理台帳（様式第11号）及び関係書類を整備し、保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	事業内容	補助対象経費	
ソフト整備	(1) 商品やサービスの	謝金等	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金

支援事業	開発又は改良 (2) マーケティングに関する調査研究 (3) 外部専門家の招へい (4) 包装デザイン等の開発 (5) 販売イベントの開催又は出展 (6) 販路拡大又は宣伝広告	旅費	専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費
		消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費
		印刷製本費	資料等の印刷費（コピー代を除く。）
		通信運搬費	郵便料又は運送代
		広告宣伝費	イベント等への出展料若しくはホームページ作成料その他の広告及び宣伝に要する経費
		委託料	調査研究、パッケージデザイン等の委託料又は試作品等の外注加工費
		手数料	商品やサービスの開発又は改良に必要な分析若しくは試験に要する経費又は商標登録申請手数料その他の手数料
		借上料	会場、物品等の一時的な借上料
		原材料費	商品やサービス開発のための試作又は改良に使用する原材料費
		その他	市長が必要と認める経費
ハード整備 支援事業	機械設備等の導入	備品購入費	商品やサービス開発又は改良に必要な機械、設備又は器具の導入費
		その他	市長が必要と認める経費